

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する  
条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年2月24日

大阪市会議長 木 下 誠 様

提 出 者

黒 田 當 士	北 野 妙 子	太 田 晶 也
西 川 ひろじ	福 田 武 洋	前 田 和 彦
新 田 孝	高 野 伸 生	木 下 吉 信
足 高 將 司	多 賀 谷 俊 史	荒 木 幹 男
床 田 正 勝	有 本 純 子	森 山 よしひさ
永 井 啓 介	山 本 長 助	

(別 紙)

## 大阪市風致地区内における建築等の規制に関する 条例の一部を改正する条例

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、地下室建築物等の新築又は増築にあつては、地下に設ける建築物等とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面の下に設ける建築物等をいうものとする。

第8条第1号に次のように加える。

オ 地下室建築物（周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物等で、当該用途に供する部分を地階に有するもの）の建築を目的とするもの（以下「斜面地造成等行為」という。）については、地下室建築物の延べ面積を増加させることとなる盛土を伴うものではないこと。ただし、地下室建築物の敷地が道路に接する部分から当該地下室建築物までの通路を確保する目的で行う盛土又は災害防止の目的で行う盛土で、市長がやむを得ないと認める斜面地造成等行為については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条第1項ただし書及び第8条第1号オの規定は、この条例の施行の日以後に建築又は増築の工事に着手する地下室建築物及びその敷地について適用する。

説 明

風致地区内における地下室建築物等の新築又は増築に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例（抄）

(建築物等の新築又は増築の許可基準)

第5条 市長は、建築物等の新築又は増築で次に定める基準（第1号から第3号までに掲げる基準にあつては、当該新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められ、かつ、当該新築又は増築の行われる土地について、風致の維持に必要な植栽その他の措置が行われる場合を除く。）に適合するものについては、第2条第1項の許可をするものとする。**ただし、地下室建築物等の新築又は増築にあつては、地下に設ける建築物等とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置のうち最も低い位置の高さにおける水平面の下に設ける建築物等をいうものとする。**

(1)－(8) 省 略

2 省 略

(宅地の造成等、水面の埋立て又は干拓等の許可基準)

第8条 省 略

(1) 省 略

ア－エ 省 略

**オ 地下室建築物（周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する建築物等で、当該用途に供する部分を地階に有するもの）の建築を目的とするもの（以下「斜面地造成等行為」という。）については、地下室建築物の延べ面積を増加させることとなる盛土を伴うものではないこと。ただし、地下室建築物の敷地が道路に接する部分から当該地下室建築物までの通路を確保する目的で行う盛土又は災害防止の目的で行う盛土で、市長がやむを得ないと認める斜面地造成等行為については、この限りでない。**

(2)－(6) 省 略